

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2012 (平成 24) 年
No. 90



第 28 回 サザン・セト大島ロードレース

2月5日、第28回サザン・セト大島ロードレース大会が周防大島町陸上競技場で開催されました。

今年のゲストランナーは、双子のマラソンランナーの大南博美さん（左写真左側）と、敬美さん（左写真中）。大会には過去最多となる3,241名の選手が参加し寒空の下、爽快に走りました。



●福祉事務所が設置される《たちばなケアプラザ》
業務は4月2日から開始します

4月1日から 周防大島町福祉事務所を設置します

4月1日から山口県内の町では最初となる福祉事務所を設置します。

このことにより、これまで県が行っていた生活保護や児童扶養手当の認定、給付などの事務や母子相談・家庭相談業務を町が行うことになります。

町が福祉事務所を設置することにより、福祉サービス全般を総合的、一体的に提供することとなり、保健・介護サービスとの連携がより強化され、きめ細かな対応や状況把握ができるようになります。

福祉事務所は、福祉課をもって充てるため、これまでの福祉課の事務に加え、県から次の事務が移管されます。

■生活保護に関すること

生活に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の認定や相談業務を行います。

■児童扶養手当に関すること

母子・父子家庭の児童や父または母が重度の障害の状態にある児童の健全な成長を支援するため、手当の支給や相談業務を行います。

■特別障害者手当に関すること

在宅の重度障害者の負担を軽減する

ため、手当の支給や相談業務を行います。

■母子相談に関すること

母子家庭および寡婦の自立を支援するため、母子自立支援員を置き、相談業務を行います。

■家庭児童相談に関すること

家庭における健全な児童養育を支援するため、家庭児童相談室を設置し、相談業務を行います。

■助産施設・母子生活支援施設に関すること

経済的な理由により、入院助産が困難な妊産婦や家庭事情のある母子の保護・支援を行うため、施設入所や相談業務を行います。

周防大島町福祉事務所

〒742-2806

周防大島町大字西安下庄3920番

地21

たちばなケアプラザ内

☎0820(77)5505

FAX

0820(77)5111

平成 24 年度 狂犬病予防注射日程

4月12日(木)	8:50~9:00	家房停留所横
	9:05~9:15	出井停留所横
	9:25~9:35	津海木ちびっこ広場前
	9:40~10:00	役場沖浦出張所
	10:05~10:15	横見集荷場前
	10:20~10:35	日見公会堂横
	10:40~10:55	志佐老人憩いの家
	11:05~11:35	山口大島農協選果場(小松)
	11:40~12:00	志駄岸神社駐車場
	12:05~12:20	小松港
	13:20~13:40	大島庁舎前公園
	13:50~13:55	奥畑停留所
	14:00~14:05	檜原停留所
14:10~14:15	旧神領停留所	
14:20~14:35	屋代小学校入口	

4月13日(金)	8:35~8:40	西の郷浜老人憩いの家
	8:50~8:55	三浦寺家橋横
	9:00~9:20	役場蒲野出張所
	9:35~9:50	役場椋野出張所
	10:00~11:05	久賀健康管理センター
	11:45~11:55	江ノ浦渡船待合所
12:10~12:20	樽見渡船待合所	

4月16日(月)	8:50~8:55	秋集荷場前
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:30	庄集荷場前
	9:35~9:50	三ツ松区民会館前
	9:55~10:20	橘庁舎
	10:25~10:35	原区民会館前
	10:40~10:45	安高米穀店横
	10:50~10:55	鹿家集荷場前
	11:05~11:25	油良集荷場前
	11:35~11:40	長浜集荷場前
	11:45~11:50	しらとり苑横
11:55~12:05	日前郷集荷場前	
12:10~12:25	役場日良居出張所	

4月17日(火)	8:50~8:52	馬ヶ原集荷場前
	9:05~9:15	油宇集会施設前
	9:20~9:30	役場油田出張所
	9:35~9:37	日向泊漁港荷揚場
	9:47~9:50	小伊保田集荷場前
	10:00~10:10	役場和田出張所
	10:15~10:20	内入集荷場前
	10:25~10:30	小泊集荷場前
	10:35~10:40	和佐公民館
	10:45~10:45	神浦集荷場前
	10:50~11:10	東和総合支所
	11:20~11:22	小積集荷場前
	11:25~11:25	大積集荷場前
	11:30~11:35	佐連会館前
	11:40~11:40	地家室集荷場前
	11:45~11:50	役場白木出張所
	11:55~12:05	船越集荷場前
12:10~12:20	西方集荷場前	



狂犬病予防注射と犬の登録を行います

犬の飼い主は、犬の登録(生涯一回)と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。左記の日程で予防注射を行いますので、必要料金および町からお届けする通知書を持参のうえ受けてください。

なお、都合により受けられない犬は、獣医師のもとで受けてください。

また、会場によっては状況により若干予定時間に差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

1 該当する犬 生後3か月以上の犬

2 料金(一頭あたり)

●登録済の犬 2950円

(内訳:予防注射代 2400円 注射済票 550円)

●未登録の犬 5950円(内訳:前記料金および登録料 3000円)

3 犬の所在・飼主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

4 新しく犬を飼い始めた方、また登録が済んでいない犬を飼われている方は注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。

■問い合わせ 生活衛生課 ☎0820(79)1010

ペットは正しく飼いましょう!!
犬・ネコに関する苦情が増えています。

▼犬の飼い主の方へ

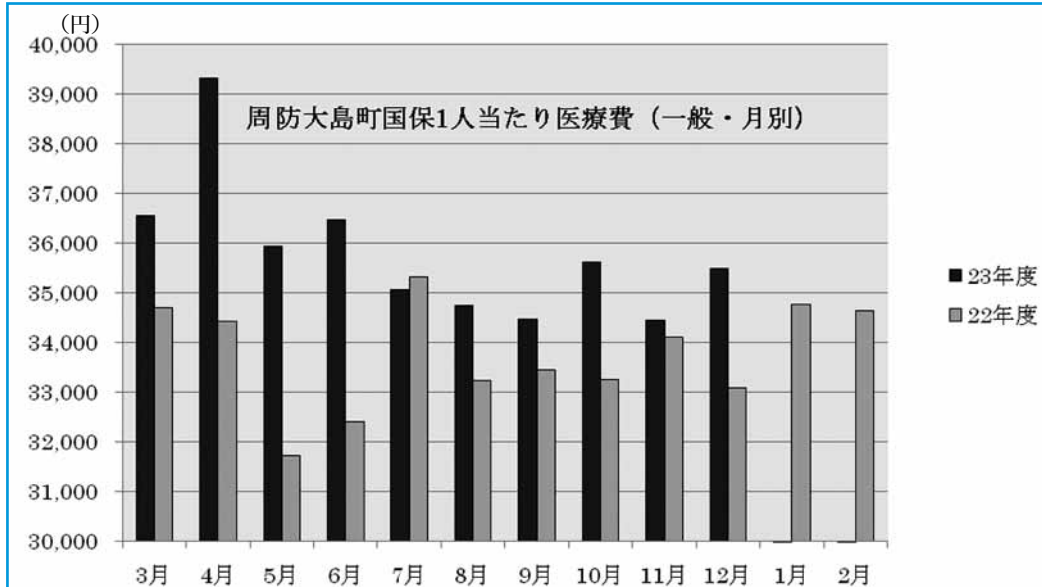
- ◇犬のフンの放置に対する苦情が後を絶ちません。散歩中に、フンをしたら袋などに入れて必ず持ち帰りましょう。
- ◇放し飼いは禁止されています。散歩中も必ずつなぎましょう。
- ◇3か月以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ◇死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- ◇迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札を付けましょう。

▼猫の飼い主の方へ

- ◇他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、屋内で飼いましょう。
- ◇繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ◇迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。
- ◎野良猫にエサを絶対に与えないでください。無責任なエサやりは、その場に居つただけではなく、繁殖してしまいます。近所にフンや尿をしたり、家に入り込んだり生活環境の悪化につながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

国保会計がピンチ！になっています⑨

今年度の国保医療費の支出は、12月診療分まで確定し、本年1月および2月診療分の支出を残すのみとなりましたが、3月から12月診療分までの一般被保険者分の対前年比は106.7%となっています。3月から8月診療分までの108.4%の急激な伸び率から少し沈静化しましたが依然として高い水準ですので、引き続き医療費の適正化にご協力ください。一般被保険者分の今年度および前年度の各月別の1人当たり医療費の状況は次のとおりです。



◎今年度の国保特定健診は今月末までです。お済みでない方はお急ぎください。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

島スクエアでは平成24年度講座として、4つのコースを5月から順次開講します。

新たなビジネスで地域を元気にしたい、あなたをお待ちしています。また、平成25年度およびその後も、本校は地域再生に取り組んでまいります。文部科学省の助成を受け、無料で受講できるのは、平成24年度がラストチャンスです。

◆起業家養成基礎コース

(6月開講予定)

地域資源を活用した起業や新規事業のプランニングを学ぶ

◆Web・動画クリエイター養成コース (5月開講予定)

写真など静止画編集の基礎とWEB制作知識、ショッピングサイトの構築、動画の企画・撮影・編集・配信の方法を学ぶ

◆商品開発起業コース

(6月開講予定)

地域の農漁産品を活用した商品開発の流れ(商品企画・デザイン・製造・販売)を学ぶ

◆体験型観光起業コース

(6月開講予定)

都市との交流人口増加のきっかけとなる体験学習やツアー

ム、民泊経営の基礎知識を学び、体験学習での指導実習を体験

○説明会

・日時

4月21日(土) 午後1時30分～2時30分

4月26日(木) 午後7時～8時

5月8日(火) 午後7時～8時

・会場 大島商船高等専門学校

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.oshima-k.ac.jp/shima-sq/> (島スクエアで検索)

shima-sq/ (島スクエアで検索)

■問い合わせ

山口県大島郡周防大島町大字

小松1091番地1

大島商船高等専門学校内

○事務局

☎0820(74)5673

○総務課企画係

☎0820(74)5457

メールアドレス

mikanjima@oshima-k.ac.jp

<http://www.oshima-k.ac.jp/shima-sq/>

shima-sq/

FAX

0820(74)5552

起業家養成塾「島スクエア」受講生募集

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

昨年 10 月からの

「子ども手当」申請はお済みですか？

3月30日までに必ず申請してください！！

平成 23 年 10 月分からの子ども手当を受け取るためには、10 月より前に受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ方はすべて、周防大島町役場へ申請する必要があります。(公務員の方は勤務先へ申請)

3 月 30 日までに申請すれば、10 月分からの手当を受給できます。

◆申請期限 3 月 30 日(金)

◆申請場所 福祉課および各総合支所・出張所

※期限までに申請を行わなかった場合は、手当を受け取ることができなくなります!!

◎ご注意ください！

以下の方は申請した月の翌月分からの支給となります。(3 月までに申請しても遡って受け取れません)

● 10 月以降に周防大島町へ転入された方

● 10 月以降にお子さんが生まれた方

申請が遅れると、遅れた分の手当を受け取ることができなくなる場合がありますので、速やか(15 日以内)に申請をしてください。

◆問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505

7 割引通学定期券の販売終了

現在、周防大島～柳井～室積間の一般路線において実施中の通学定期券の大幅割引(7 割引)実証実験が、3 月 31 日(土)をもって終了します。

4 月 1 日(日)以降の発売分については、通常の通学定期運賃(4 割引)に戻りますのでお知らせします。

◆発売期間 3 月 31 日までは大幅割引(7 割引)の金額にて発売します。

◆有効期間 3 月 31 日までに購入された定期券は、券面に記載された有効期間までは、差額を支払うことなく、そのままご利用いただけます。

学生柳井・大島フリー定期券を新発売

4 月 1 日(日)より利用エリアを限定した学生専用の「学生柳井・大島フリー定期券」を新たに発売しますので、ぜひご利用ください。

◆発売開始 4 月 1 日

◆利用範囲 周防大島～柳井～室積間の全一般路線

※範囲内の区間であれば、すべてのバス停で乗降できます。

◆発売額 1 か月 13,000 円

◆対象者 中学生、高校生、高専生、短・大学生等

◆発売箇所 久賀駅

◆その他 学生全線フリー定期券(1 か月 2 万円)は、4 月 1 日以降も継続して発売します。

◆問い合わせ

防長交通(株) 平生営業所 ☎0820(56)5100

久賀駅 ☎0820(72)0357

子どもが被害となる 事件や交通事故を防ごう！

《地域の方へ》

○地域の連帯意識を高めましょう

「あいさつ」を通じて、地域との「つながり」を深めましょう。

○通学路などの安全点検をしましょう

通学路の暗がりや公園の見通し、そして交差点など、子どもを取り巻く環境について安全点検をしましょう。

《保護者の方へ》

○お子さんと一緒に通学路を歩いてみましょう！

通学路には、子どもたちにとって魅力的な場所がたくさんあります。子どもの目線で危険な場所を見つけ、その場で具体的にどうすれば安全なのかを繰り返し教えましょう。

○家庭の中から交通安全！

子どもたちは大人の行動のまねをします。まずは大人が交通ルールやマナーをしっかりと守り、子どもたちにお手本を示しましょう。

◆問い合わせ

周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110

柳井警察署 ☎0820(23)0110

や な い 警



察

署

だ

よ

り

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

ー 申請はお済みですか？ ー

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽減するための制度です。

平成22年8月1日から平成23年7月31日までの計算期間で、対象になると思われる国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯には申請書をお送りしていますので、申請をお願いします。

なお、次に該当する方は、対象となっても確認ができません。そのため、お知らせすることができません。

- ①平成22年8月から平成23年7月の間に住所を変更された方(国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方)
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当される方は、前住所や以前加入していた医療保険での自己負担額証明書が必要になります。ただし、申請をされても、限度額を超えない場合は不支給となります。

※被用者保険(職場の健康保険・共済組合など)に加入されている方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担限度額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。(同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。)

■申請先 平成23年7月31日に加入している医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の皆様へ① こんなときは、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書(交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、 医療保険の変更手続きをするとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

国民健康保険または 後期高齢者医療保険 に加入の皆様へ②

外来診療の 限度額適用について

4月1日から、ひとつの医療機関において外来診療を受け、医療費が限度額を超えた場合、窓口でのお支払いが限度額までとなります。

〈3月31日まで〉

ひとつの窓口負担が自己負担限度額以上になった場合、いったんその額をお支払いいただき、超えた部分については高額療養費として支給します。

〈4月1日から〉

保険証や認定証（国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）を病院や薬局で提示することで、窓口でのお支払い金額が自己負担限度額までとなります。（ただし、複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関ごとに算定します。）

◇手続きなどについて

【周防大島町国民健康保険の被保険者】

	事前の手続き	提示するもの
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯の方	健康増進課医療保険班または最寄りの総合支所・出張所で認定証の申請手続きを行ってください。	保険証と認定証を病院や薬局の窓口へ提示してください。
70歳以上の課税世帯の方	必要ありません。	保険証と高齢受給者証を病院や薬局の窓口へ提示してください。

【後期高齢者医療制度の被保険者】

	事前の手続き	提示するもの
非課税世帯の方	健康増進課医療保険班または最寄りの総合支所・出張所で認定証の申請手続きを行ってください。	保険証と認定証を病院や薬局の窓口へ提示してください。
課税世帯の方	必要ありません。	保険証を病院や薬局の窓口へ提示してください。

※すでに認定証の交付を受けている方は、有効期限内はそのままご使用ください。

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502

70歳から74歳までの 国保に加入されている方 の窓口負担について 平成24年度は 引き続き1割負担です

70歳から74歳までの国保に加入されている方の窓口負担を変更（平成20年4月から1割を2割）する法改正が4年間凍結されていましたが、さらに1年間凍結されました。（既に3割負担の方、後期高齢者医療の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。）

3月下旬に『2割（平成24年7月31日までは1割）』（※注）と表示した高齢受給者証を、該当者の方へ送付いたしますので、ご確認の上、ご使用ください。

（※注）この受給者証は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得に応じて負担割合1割または3割を判定し更新しています。（8月1日から2割負担になるという意味ではありません。）

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

指定管理者制度

指定管理者選定委員会 町長へ報告書を提出

竜崎温泉潮風の湯指定管理者選定委員会（河村誠治委員長・山口大学経済学部教授）は2月28日、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の選定に係る報告書を椎木町長に提出しました。

町では3月議会で、優先交渉権者の指定の議決を受け、施設の指定管理者に指定することとしています。



▲河村委員長（写真右）から、椎木町長へ報告書が提出されました。

◆問い合わせ

商工観光課

☎0820（79）1003

町立日良居保育所の運営が指定管理となります

町立日良居保育所の運営が、4月1日から、指定管理に移行されます。

町では、保育士がかわることによる子どもたちへの影響の軽減と円滑な移行のために、平成23年7月から平成24年3月までの9か月間にわたり、町と指定管理者による引継ぎ・共同保育を実施し、保育の質の向上に努めてまいりました。

この度の指定管理への移行は、町立保育所では実施できなかった延長保育等の特別保育事業の推進や送迎バスの運行など、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、質の高い保育サービスを長期にわたり安定的に提供するものです。

なお、指定管理移行後も、名称は「町立日良居保育所」のままで、設置者も「周防大島町」で変更はありません。

◆指定管理者

特定非営利活動法人 しらとり会

◆指定期間

4月1日から平成27年3月31日まで

◆定員 30名

◆問い合わせ

福祉課

☎0820（77）5505



平成24年度後期高齢者医療保険料の 年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれていた年金からの天引き（特別徴収）により納めていたようにになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

① 本年2月に年金から天引きされた方

② 昨年10月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

◆年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。ご希望の場合は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険班または最寄りの総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります。）

◆問い合わせ

健康増進課

医療保険班

☎0820（77）5502

手作り加工品体験教室

◆内容 たけのこの缶詰づくり

◆開催日時および定員

- ・4月16日(月) 午前9時～ 定員8人
午後1時30分～ 定員8人
- ・4月22日(日) 午前9時～ 定員8人
午後1時30分～ 定員8人

◆開催場所 味のふるさと工房(東和地区西方)

◆参加資格

- ・町内在住の方
- ・10kg以内の茹でたたけのこを準備できる方

◆参加費 1人500円+缶代実費

◆申し込み方法

4月9日(月)から農林課で受付
※定員になり次第締め切ります。

◆申し込み・問い合わせ

農林課 ☎0820(79)1002
または 植谷(周防大島町内入)まで
☎0820(75)0231(油字保育園)

ケーブルテレビ 周防大島チャンネル放送予定

周防大島チャンネルは、月曜日から日曜日まで一週間同じ番組を、毎日午前6時から2時間ごとに放送しています。

《今後の放送予定》

- ・3月19日～25日 体験型修学旅行
- ・3月26日～4月1日 看護学校卒業式
- ・4月2日～8日 ごみの分別
- ・4月9日～15日 個別受信機の電池交換
- ・4月16日～22日 周防大島高校吹奏楽部第3回定期演奏会

※番組は変更することがありますのでご了承ください。地域のイベントや楽しい情報がありましたらお知らせください。

◆問い合わせ

政策企画課 ☎0820(74)1007

▼家庭ごみの減量と分別にご協力をお願いします

◆収集日はごみ収集カレンダーでよく確認してください

ごみの収集日は、ごみ収集カレンダーでよく確認して出してください。

特に東和地区は、4月以降、収集の曜日が一部変更になりますので、注意してください。

◆ごみ処理にかかる費用

平成22年度において周防大島町のごみ処理にかかった費用等は下表のとおりです。この費用を町民一人当たりで換算すると年1万4444円になります。

この処理費用は、町民の皆さんの税金でまかなわれています。ごみの量が増えると当然、収集、処理する経費も増えることとなります。一人ひとりが「必要としないものは買わない、求めない。」という考えでごみの減量化に心がければ、それだけで費用が軽減できます。

◆ごみ出しのルール

①正しく分別していない場合や収集日時が守られていない

ごみ処理にかかった費用		2億655万2千円
可燃ごみの量		4,910t
不燃ごみの量	リサイクルした量	666t
	最終処分した量	77t

(平成22年度)

ないでください。(最近多く見受けられます。)

③必ずお住まいの自治会で決められた「ごみステーション」を利用してください。

※ごみステーションの維持管理や運営は各自治会で行っており、他の自治会に迷惑をかけるないようにしましょう。

④会社・飲食店・ホテル(旅館)・病院・商店などの事業活動に伴って生じた事業系ごみは、法律により事業者の責任と負担によって処理することが義務付けられていますので、町のごみステーションに出すことはできません。

詳しくは、「家庭ごみ分別の手引き」、「50音順ごみ収集区分一覧表」をご覧ください。

■問い合わせ

○家庭ゴミの出し方に関すること

生活衛生課

☎0820(79)1010

○産業廃棄物の処理などに関すること

柳井環境保健所生活環境課

☎0820(22)3631

たけのこを出荷してみませんか！

山口県柳井農林事務所森林部

4月はたけのこの収穫の季節です。たけのこを出荷してみませんか。

竹林に生えたたけのこを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきますので、その駆除に苦労されている方も多いと思います。

たけのこを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と、収入の一举両得です。ぜひ、出荷してみてください。

たけのこの掘取りには、唐鍬を使います。たけのこの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷を付けると商品価値が落ちるので、注意が必要です。

掘り取ったたけのこは日に当たらないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

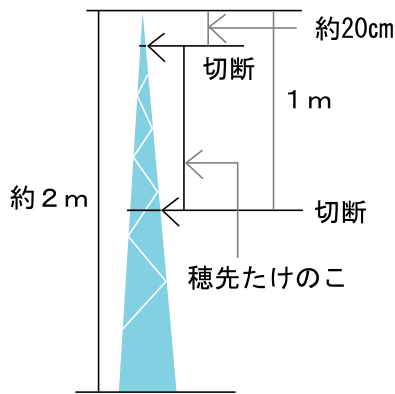
また、平成22年度から伸び過ぎたたけのこも、「穂先たけのこ」として荷受けを行っておりますので、あきらめずに出荷してみてください。今年の荷受けは、4月に入ってから週三回程度、農協の各支所にて荷受けされる予定です。

穂先たけのこは、2mくらい伸びたたけのこをナタなどで切り、上1mくらいで切断します。その先端部20cmくらいのところをさらに切断すれば穂先たけのことして出荷することができますので試してみてください。

たけのこの出荷規格は下表のとおりです。不明な点がありましたら柳井（岩国）農林事務所森林部までお問い合わせください。

■お問い合わせ 柳井（岩国）農林事務所森林部
☎0827(29) 1565

穂先たけのこの収穫方法



加工用たけのこの規格

区分	長さ
規格	
小	25 cm以下 (コンテナの短辺に入るサイズ)
中	26 cm以上～45 cm以下 (コンテナの長辺に入るサイズ)



※出荷にあたっての注意事項

- 1 親根よりイボ3節以上から傷をつけないように掘り取り、必ずイボ2節を残して節間と平行に切断する。
- 2 上記以外は規格外品として受け入れる。

資料：日本果実工業(株)久賀工場

めざせ！ かっこいい 消費者

資格商法の二次被害

相談は山口県消費生活センター

☎083(924)0999

または町商工観光課

☎0820(79)1003

【相談】

数年前に契約した資格取得講座について、「修了していないので新たに教材を購入する必要があるので、やめるのであれば、解約の手続費用として40万円を払え。」と執拗に勧誘電話がかかってくる。どうすればよいか。

【処理】

支払い義務は、何も発生していないことを説明するとともに、電話勧誘の断り方を説明し、脅迫等がある時は警察にも届け出るよう助言した。

【ワンポイント講座】

過去に講座を契約した受講生の名簿を基に、修了するまで受講の義務が

あるとして新たに資格講座の契約をさせようとして、解約するには手続きが必要として高額な手数料の支払いを求めらる。いわゆる資格商法の二次被害と言われる相談です。電話勧誘に対して、曖昧な返事はせず、必要ない場合は、毅然とした態度ではつきりと断りましょう。電話勧誘は特定商取引法の規定により、契約をしない旨の意思表示をした者に対し、再勧誘をすることが禁じられています。

また、契約した場合でも、契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフが適用され無条件で解約することができます。

第16回サザン・セト 大島少年サッカー大会

◆開催日程・場所

- 3月29日(木)
午前9時～開会式
(4地区主会場)
- 午前10時～予選リーグ
(町内8会場)
- 3月30日(金)
午前9時～順位別リーグ
(町内8会場)
- 3月31日(土)
午前9時～決勝順位決定トーナメント
(町内8会場)
- 午後2時～決勝戦
- 午後3時～閉会式
(町陸上競技場)



◆参加チーム 48チーム

◆問い合わせ 周防大島町総合体育館
☎0820(78)2512

ふるさと寄付金で児童図書を購入しました

このたびふるさと寄付金を財源に、児童図書(大型絵本・紙芝居)など850冊を購入しました。本は各図書館で借りられます。



▲東和図書館



▲橘図書館



▲久賀図書館



▲大島図書館

1人分の熱量

エネルギー	121kcal
たんぱく質	8.7g
脂質	4.7g
カルシウム	116mg
鉄分	1.2mg
ビタミンA	163 μg
ビタミンB1	0.10mg
ビタミンB2	0.13mg
ビタミンC	2mg
食物繊維	1.7g
塩分	1.3g

かに豆腐の五目あんかけ



今回は、糖尿病についてお伝えします。糖尿病に罹る人は増えていて、40歳以上の人で、約3.5人に1人が糖尿病の疑いがあるといわれています。糖尿病は、すい臓から分泌されるインスリンの不足や、働きの低下が原因となっておこる病気です。1型と2型に大別され、1型は予防が難しいですが、2型は、過食や運動不足、肥満などの生活習慣に密接にかかわり、多くは食生活や運動など生活習慣の改善で予防ができます。年に1回は特定健康診査や職場健診などを受け、自身の健康状態をみましょう。今回は、野菜やきのこをたくさん使ったヘルシーな献立を紹介します。ぜひ作ってみてくださいね。

周防大島町食生活改善推進協議会橘支部 河間 道子

材料 (4人分)	作り方
木綿豆腐 300 g	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豆腐は水切りし、すり鉢ですりつぶす。 2. かにかまは、1センチ幅に切り、ほぐす。 3. ①の豆腐・溶き卵・調味料Aを混ぜて、②のかにかまをさっくり和える。 4. 茶碗にラップを敷き、③を入れて茶巾のように上を絞って輪ゴムでしばり、13分くらい蒸す。 5. にんじん・生しいたけ・ゆでたけのこはせん切りにする。 えのきは、石づきをとり、3センチの長さに切りほぐす。 長ねぎは、斜めに切る。 6. 鍋に、だし汁・⑤のにんじんを入れて煮て、残りの生しいたけ・えのき・ゆでたけのこ・長ねぎを入れて煮立たせて、調味料Bを入れ、最後に水溶き片栗粉でとろみをつける。 7. 器にかに豆腐を盛りつけ、上に五目あんをかけ、おろし生姜をのせる。
かにかま 30 g	
卵 1個	
塩 小さじ1/5	
片栗粉 大さじ1	
生しいたけ 20 g	
えのき 40 g	
ゆでたけのこ 40 g	
にんじん 40 g	
長ねぎ 50 g	
だし汁 200cc	
酒 大さじ1	
醤油 小さじ2	
みりん 小さじ2	
塩 小さじ1/4	
片栗粉 小さじ2	
水 大さじ1	
おろし生姜 10 g	

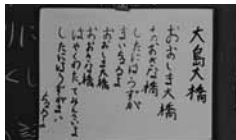
児童が
実際に作詩しました

作詞家による 作詩教室が開催されました



※1 桜澄舎 (おうちょうしゃ)
星野哲郎さんが自宅の一間を提供して主宰した作詞家達の集まり。門下生は10名。

※2 アクロスティック (折句)
詩の句頭などに、別の意味を持つ言葉を織り込む言葉遊びの一種。



▲早速、アクロスティックで作詩した班も。頭文字を並べると大島大橋になる。



▲テーマには周防大島ならではの、7つのテーマが出されました。

2月10日、城山小学校で5・6年生を対象に、作詞家による作詩教室が開催されました。平成22年9月に現在の5年生が4年生の時に作った詩を、星野哲郎さんに送ったのがきっかけとなり、星野哲郎音楽事務所「紙の舟」の企画で開催されました。

講師は現在、星野哲郎記念館で特別記念展を開催(3月27日(火)まで)している。講義の後には、児童自身に、周防大島に関するテーマを考えてもらい、自分が

る『桜澄舎』(※1)の作詞家、高田ひろおさんと紺野あずささん。

作詩したいそれぞれのテーマでグループに分かれて、作詩の作業に取り掛かりました。なかなか思いつかない詩も、講師のアドバイスにより、徐々に仕上がっていき、最後にみんなの前で各グループごとに発表しました。



《作詩教室を終えて インタビュー》



『船』というテーマで作詩した
中川海里くん(6年生)
船の気持ちになつて、擬態語などを使ったので、いい詩ができたと思います。



作詞家
紺野あずさ・高知県出身
〈代表作〉時雨の宿

詩をつくる姿を見ていて、児童からたくさん元気を感じられました。これからも詩を作り続けて、すてきな大人になってほしいです。



作詞家
高田ひろお・北海道出身
〈代表作〉およげ!たいやきくん

児童の作品をみると、どれもすばらしく、きつと心が豊かなんだと感じました。周防大島からたくさん詩人がでる気がしました。



お知らせのコーナー

募集

久賀総合支所日直員募集

■募集人員 若干名(当番制)

■勤務内容等

- ・日直業務で電話等の対応
- ・届出の受付
- ・簡単なパソコン操作の出来る人

■勤務場所

久賀庁舎 宿日直室

■採用時期

4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

■勤務日等

土・日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
8時30分～午後5時15分まで

■報酬額 町規定による

■申し込み方法

3月29日(木)までに履歴書を郵送もしくは持参してください。

■申し込み先・問い合わせ

〒742-2301
周防大島町大字久賀5134番地 周防大島町役場 久賀総合支所
☎0820(79)1000

町立図書館臨時職員募集

■採用予定人数 若干名

■職務内容

利用者管理、資料情報管理、書誌情報管理、貸出返却業務等の図書館業務

■採用予定時期

4月9日(月)から平成25年3月30日(土)まで
※勤務状況により継続雇用あり

■勤務条件等

勤務日 週2～3日程度

(開館日6日のうち)

勤務時間 午前9時15分から午後6時まで

勤務地 久賀図書館

報酬額 町規定による

■資格等

普通自動車免許、ワード・エクセルの基本操作ができること

■申し込み方法

3月26日(月)までに履歴書郵送若しくは持参してください

■申し込み・問い合わせ

〒742-2512
周防大島町大字平野269-44
社会教育課
☎0820(78)2205

〒742-2301

周防大島町大字久賀5058-1

久賀地区生涯学習班

☎0820(72)2271

介護保険認定調査員

■業務内容

介護保険認定調査員として訪問調査に従事

■応募資格

○介護保険認定調査員として1年以上の経験のある人

○介護支援専門員、保健師、社会福祉士、看護師、准看護師

採用予定人員 若干名

勤務場所および勤務形態

町内、平日午前9時から午後5時まで

■雇用

選考し、4月2日(月)以降に採用予定

■募集期限

3月29日(木)まで

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820(77)5503

平成24年度

前期危険物取扱者試験

■資格の内容

消防法では、一定量以上の危険物(ガソリン、灯油等)を取り扱う施設には、「危険物取扱者」を置いて取り扱うこととされています。

■試験の種類・実施日・場所

○種類 危険物取扱者試験
(甲種・乙種・丙種)

○実施日 6月10日(日)

○場所 県内各市

■受験資格

甲種以外はだれでも受験できます。

■受験申請の手続き

受験申請の手続き方法は、書面申請と電子申請(イン

ターネット申請)があります。

書面申請は最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

電子申請の詳細は、(財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

■願書受付期間

・書面申請 4月6日(金)～17日(火)

・電子申請 4月3日(火)～14日(土)

■準備講習会

乙種第4類受験者を対象とした準備講習会を開催します。

○日時 5月10日(木)・11日(金)の2日間

受付時間 8時30分～

○場所 柳井市文化福祉会館

○定員 40名

○受講料

危険物安全協会会員 5500円
非会員 8500円

申し込みは、最寄りの消防機関に置いてある受講申込書に必要事項を記入し、願書受付期間内に提出してください。(受講料は講習会当日に徴収)

■その他

柳井市においては、「乙種第4類」の試験が行われます。
6月10日(日)
集合時間 午前9時30分

■問い合わせ

柳井地区広域消防組合
消防本部予防課
☎0820(23) 7774

自衛官募集

◎幹部候補生

■応募資格

(日本国籍を有する者)
平成25年4月1日現在、次の各号のいずれかに該当する者

- ・22歳以上26歳未満の者
- ・大学院において修士の学位を受けた者については28歳未満の者

・20歳以上22歳未満で大学を卒業した者または外国の大学を卒業した者

■受付期限 4月27日(金)まで

■試験期日

5月12日(土)・13日(日)
※13日は飛行要員のみ

◎予備自衛官補

■受験資格

日本国籍を有する者

○一般公募

18歳以上34歳未満の者

○技能公募

18歳以上で保有する資格に応じて53歳～55歳未満の者
・資格の内容
衛生(医師、看護師等)、語学(英語・ロシア語・中国語・朝鮮語)、整備(1・2級各種整備士)、情報処理、通信、電気建設等の技能を有する者

※詳細についてはお問い合わせください。
■受付期限 4月4日(水)まで
■試験期日 4月13日(金)～16日(月)

※いずれか1日が指定されます。
■申し込み・問い合わせ
柳井市南町3丁目8番4号
荒田ビル2階
自衛隊山口地方協力本部
柳井地域事務所
☎0820(22) 8199

コミュニティケア

サポーター養成講座

受講生募集

当講座は、高齢者や障害を持つ方等が、地域でその人らしく生活することを援助するために、傾聴のスキルや、病気とのかかわり方・医療機関や行政のかかわり方等を学び、今後の地域社会に必要とされる人材を育成するものです。

■申し込み受付開始日

3月15日(木)
※定員(10名)になり次第締切
■申し込み方法
周防大島コミュニティケア協会事務局まで、お問い合わせください。

■応募資格
どなたでも(60歳から70歳代の方大歓迎) 書類選考あり

■受講日時
4月14日(土)・5月12日(土)
6月9日(土)・7月14日(土)
8月4日(土)・9月1日(土)
それぞれ午後2時～4時30分

■会場
おげんきサロン「モモ」
おげんきクリニク敷地内

■受講料
5000円(全6回分)

■問い合わせ
(社)周防大島コミュニティケア協会 担当・栗山
☎090(4690) 8710

相談

4月から

健康相談日が変わります

4月から月に1回、各保健センターで保健師による健康相談を行いますので、お気軽

にご利用ください。

健康に関するこの相談を受け付けます。こんなことを相談してみませんか?
・母子手帳や健康手帳の交付
・予防接種の受け方
・子どもの発育について
・各種健診の受け方や結果の見方

・生活習慣病の予防について
■各保健センターでの健康相談の日時
○久賀保健センター
(久賀総合支所内)
第1木曜日
午前8時30分～11時30分

○大島保健センター
(しまとぴあスカイセンター内)
第1水曜日
午前8時30分～11時30分

○東和保健センター
(東和総合支所内)
第1火曜日
午前8時30分～11時30分

※たとえばなケアプラザでは常時相談を受け付けますので、ご利用ください。

■問い合わせ
健康増進課健康づくり班
☎0820(77) 5504

4月1日は表示登記の日
山口県土地家屋調査士会では「表示登記の日」に土地建

物の登記に関する無料相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

■日時 4月2日(月)
午前9時～午後3時
■場所 柳井市文化福祉会館
■相談内容
○土地 分筆・合筆・地目変更・土地の面積等の更正・土地の境界について
○建物 新築・増築・取りこわし・分割・区分等

■相談員
山口県土地家屋調査士会
山口県土地家屋調査士会
■問い合わせ
山口県土地家屋調査士会
☎083(922) 5975

第17回

瀬戸公園お花見ライトアップ

電飾ちようちんでライトアップされた桜をお楽しみください。

◆期間 3月下旬～4月中旬(予定)

◆時間 午後6時～9時

※点灯の時間を過ぎるとタイマーで自動的に消灯しますので、ご注意ください。

周防大島町商工会青年部大島支部

**法テラス設立6周年
無料法律相談会**

弁護士による無料法律相談会を開催します。

■日時
4月13日(金)
午後1時30分～4時30分

■相談内容
民事一般の相談

■場所
山口県弁護士会岩国法律相談センター
岩国市錦見1丁目10-17

■定員 6名

■申し込み方法
4月4日(水)午前9時から、電話による受付を開始します。(午後5時まで) 定員になり次第締め切ります。

■申し込み・問い合わせ
法テラス山口
☎050(3383)5490

お知らせ

**就学援助費・就学奨励費
交付申請について**

・対象
就学援助費
経済的な理由により就学困難な町内小中学校児童・生徒

徒の保護者で就学援助を希望される人
就学奨励費
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

(ただし、認定条件がありますので、お尋ねください。)

■交付内容
学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限 4月20日(金)
(年度の途中でも申請の受付を行います。認定となった場合は提出した日から援助対象となります。)

■申請方法
教育委員会学校教育課または各公民館で所定の様式により申請してください。(継続を希望される人も、改めて申請が必要です。)

■申請に必要なもの
印鑑・生計を同一にする世帯全員の平成23年度課税証明書(ただし、平成23年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません)・児童扶養手当証の写し(該当者は必ず添付)・振込先口座

■問い合わせ
教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

一人権相談所を開設します

人権相談所では、法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事の相談に応じています。

◆常設人権相談所
法務局では毎日(休日を除く。)人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局 ☎0827(43)1125
岩国市錦見一丁目16-35
午前8時30分～午後5時15分

◆特設人権相談所
町内にて毎月一回一会場(9時30分～正午)にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開催されています。

- －平成24年度計画－
- 橘総合センター
・4月2日(月)・8月6日(月)・12月10日(月)
 - 東和総合センター
・5月7日(月)・9月3日(月)・1月7日(月)
 - 久賀総合センター
・6月1日(金)・10月1日(月)・2月4日(月)
 - 大島庁舎
・7月2日(月)・11月5日(月)・3月4日(月)

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

**あなたの資産を
確認してください**

固定資産課税台帳の縦覧

自分の所有している資産を確認していただくために、固定資産課税台帳を無料で見ることのできる縦覧を次のとおり行います。

■縦覧期間
4月2日(月)～5月31日(木)
(ただし土曜日、日曜日、祝日は除く。)

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)
・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)

・家屋価格等縦覧帳簿(所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は、旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの
①固定資産税の納税義務者(ただし、土地(家屋)のみを所有している者は、家屋(土地)の縦覧ができません。)

・必要なもの
納税通知書・課税明細書等と印鑑

・必要なもの
納税通知書・課税明細書等と印鑑(納税者から委任があったものとして扱う。)

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

■縦覧料 無料
■時間 午前8時30分～午後5時15分
■場所 久賀・大島・東和・橘各総合支所

■問い合わせ
税務課 課税第2班
☎0820(74)1008

②納税管理人(代理人)

第5回「安下庄海の市」を開催します

町と連携して起業家育成に取り組んでいる「島スクエア」修了生など、市場出店者と来店者双方が共に楽しみながら、島の南側の活性化を図るため、出店者を募集し青空市場を開催します。

■日時

3月24日(土)

午前10時～午後2時

■場所

橘グリーンパーク横漁協管理地(橘庁舎南東側)

■出店募集について

■出店形態

テントのみの青空市場(テント20張りを予定)

○販売品目

魚介類、農産物、手芸品

○必要な品

コンパネ1枚、みかん用コンテナ8個、値札(出店者の氏名、住所を明記)

○出店料

500円/1店舗

(1コンパネ相当)

但し、70歳以上の方は無料

○申し込み期限

3月22日(休)まで

■主催

安下庄海の市実行委員会

■後援

山口県漁協安下庄支店
大島商船高等専門学校
周防大島町
周防大島観光協会
周防大島町商工会
山口大島農業協同組合

■申し込み・問い合わせ

山口県漁協安下庄支店
0820(77)1003
ファックス
0820(77)1004

石風呂入浴と旧道散策で心も体もリフレッシュ

古くから周防大島で親しまれた石風呂の入浴体験を開催します

旧地家室往還道を散策しての植物観察会も同時に実施します。

■日時

4月14日(土)

■日時

午前10時～午後2時

■場所

地家室石風呂

※石風呂に入浴の際は綿製の長袖・長ズボンを着用してください。

※15日(日)も入浴できます。(入浴は午後4時まで可)

※15日(日)も入浴できます。

※15日(日)も入浴できます。

※15日(日)も入浴できます。

※15日(日)も入浴できます。

ださい。タオル・着替え・昼食を各自ご持参ください。

■定員 30名(申込み多数の場合は先着順)

■参加料 500円

■主催 地家室石風呂伝承会

■後援 大島の道をあそぶ会
周防大島文化交流センター
周防大島文化交流センター

■申し込み・問い合わせ
0820(78)2514

**協会けんぽからのお知らせ
3月分から保険料率が変わります**

協会けんぽ(全国健康保険協会)山口支部の保険料率が、本年3月分(4月納付分)から変わります。

○健康保険料率 9.54% → 10.03%
○介護保険料率 1.51% → 1.55%

※月収28万円の場合、加入者負担で月686円増(介護該当者は742円増)

◆問い合わせ

協会けんぽ(全国健康保険協会)山口支部
083(974)0531

ココカラ ヨガ教室

- ◆日時 4月7日(土) 午後4時から5時
- ◆場所 B&G体育館
- ◆講師 健康運動指導士 ヨガインストラクター 吉福教子さん
- ◆定員 25名(最低遂行人数15名)
※最低遂行人数に達しない場合は中止となります。その際、事前申し込みされた方には4月1日(日)までにご連絡いたします。
- ◆持ってくる物
バスタオル・運動の出来るウェアでお越しください。
- ◆参加料 700円(ココカラ会員500円)
- ◆後援 周防大島町教育委員会
- ◆申し込み期限 3月31日(土)

ココカラ 歌声ホール

- 大島文化センターホールの座席に座ったまま、リードしてくれるステージ上の人と一緒に歌います。
- さあ、大声でストレス発散!
- ◆曲名 あの素晴らしい愛をもう一度
おお牧場はみどり等
- ◆日時 4月21日(土) 午後1時30分～3時
※午後1時開場
- ◆場所 大島文化センター
- ◆参加料 無料
- ◆後援 周防大島町教育委員会
- ◆申し込み・問い合わせ
NPO法人ココロとカラダ健究会
080(1919)1857

催し

周防大島高校吹奏楽部
第3回定期演奏会

東日本大震災被災者・地域福祉のためのチャリティーコンサート

今年も震災復興支援と地域福祉のためのチャリティーコンサートをします。今年のゲストは、「山口県を盛り上げる」をモットーに活躍中の、4人コーラスグループ「Thought (ソート)」です。「マル・マル・モリ・モリ」「I wish for you」「上を向いて歩こう」など、楽しい曲を演奏しますので、皆様ぜひご来場ください。また、車イスの方は前もってお電話いただけましたら、お席をご用意いたします。

- 日時 3月20日(火) 午後1時開場 午後1時30分開演
- 入場料 無料
- 会場 橘総合センター
- 主催 周防大島高等学校
- 共催 町文化振興会橘支部
- 後援 周防大島町教育委員会

周防大島町社会福祉協議会
山口県吹奏楽連盟

賛助出演
安下庄中学校吹奏楽部、周防大島高校・安下庄高校・久賀高校吹奏楽部OB他

■曲目
「海賊たちの上陸」「マル・マル・モリ・モリ」「上を向いて歩こう」他

■問い合わせ 周防大島高等学校 松本
☎0820(77)1048

戦没者慰霊行事

■場所・日時 大島護国神社
4月7日(土) 午前10時から
■問い合わせ 福祉課
☎0820(77)5505

島のくらしをおすすめわける春コース

- サザエ飯づくり
■日時 4月7日(土) 午前10時～午後1時30分
- 場所 橘地区 実施者宅 (西安下庄)
- 体験料 2500円
- 受入人数 6～7人
- 募集締め切り 3月28日(水)
- ※昼食あり
- 竹の子掘りとチーズづくり
■日時 4月7日(土)

農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方
誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

〈家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者も増えています。〉

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効果的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万円～6万7千円)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。
農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

○税の特例が用意されています。
☆支払った保険料は、全額(1人当り最高年額80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税)されます。

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月

額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

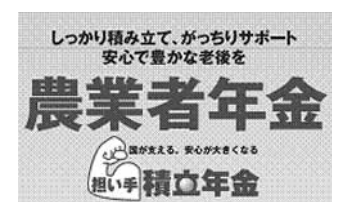
この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

◆問い合わせ
○周防大島町農業委員会 (農林課)
☎0820(79)1002

○独立行政法人農業者年金基金(企画調整室)
☎03(3502)3942
<http://www.nounen.go.jp/>

○山口大島農業協同組合本所
または各支所



- 午前9時30分～午後2時
- 場所 大島地区 実施者宅
- (出井)
- 体験料 1500円
- 受入人数 4～5人
- 募集締め切り 3月28日(水)
- ※昼食あり
- 柑きつを使った料理づくり
- 日時 4月11日(水)
- 午前10時～午後1時
- 場所 大島地区 実施者宅
- (東屋代)
- 体験料 1500円
- 受入人数 5人
- 募集締め切り 3月30日(金)
- ※昼食あり
- 豆腐とおから料理づくり
- 日時 4月12日(木)
- 午前9時～午後1時
- 場所 工房ふきのとう
- (志佐)
- 体験料 1500円
- 受入人数 5～6人
- 募集締め切り 4月2日(月)
- ※昼食あり
- 竹の子掘りとチーズづくり
- 日時 4月14日(土)
- 午前9時30分～午後2時
- 場所 大島地区 実施者宅
- (出井)
- 体験料 1500円
- 受入人数 4～5人
- 募集締め切り 4月4日(水)
- ※昼食あり

- 山菜料理と田舎もち
- 日時 4月23日(月)
- 午前9時～午後2時
- 場所 久楽会館(久賀)
- 体験料 1500円
- 受入人数 5人
- 募集締め切り 4月13日(金)
- ※昼食あり
- 申し込み・問い合わせ
- 周防大島くらし体験ネット
- ワーク事務局(農林課内)
- ☎0820(79)1002
- 道の駅サザンセトとうわ
- チャレンジショップ
- 一周年感謝祭
- おかげ様でチャレンジショップ5店舗も無事一周年を迎えることができました。
- 日頃のご愛顧に感謝して各店舗で楽しいイベントやプレゼントを用意していますので、どうぞご来店ください。
- 開催日 4月7日(土)・8日(日)
- 時間 午前10時～午後4時
- 店舗名
- アロハステーション、芋喰島、大島スイーツ工房ゆーたん、笠原養蜂場、SUOUジェラート
- 問い合わせ
- 芋喰島
- ☎080(2912)3595

お元ですか？ 気持ちは保健師です

周防大島町保健師

守田 美幸

(介護保険課 介護予防班)

毎日の生活習慣を見直し
生活の中で認知症を予防しましょう

認知症とは、脳の知的機能が低下して日常生活に支障をきたす状態のことをいいます。脳の障害によつて起こる「病気」で、誰もがかかる可能性があります。

認知症は、解明されていない部分も多くありますが、食事や運動などの生活習慣が発症に深くかかわっていることが明らかになってきており、生活習慣の改善が予防に役立つと考えられています。

【認知症予防に効果的な生活習慣】

1 適度な運動を心がけましょう

適度な運動は、血流をよくして動脈硬化を防ぐ、脳の働きを活発にする、筋肉や骨を丈夫にして、転倒・骨折を防ぐなどの効果があります。ウォーキングなどの有酸素運動が予防に効果的とされていますが、日々の生活の中で、意識してからだを動かすような心がけていくことでも、運動量を増やすことができます。

◆生活の中でからだを動かすためのヒント

食事の支度や後片付け、掃除などの毎日の家事をこまめにしていねいにする、軽い体

操を習慣にする、散歩や買い物など生活の中で歩く時間を工夫するなど。

2 バランスのよい食生活を心がけましょう

様々な栄養素をバランスよくとることが大切ですが、特に青背の魚などに多く含まれる不飽和脂肪酸や野菜、果物に含まれるビタミンC、ビタミンE、βカロテンなどの抗酸化作用が認知症予防に効果的とされています。

3 日常生活を活発にしましょう

趣味や友達づきあいなどを楽しんでいて人は、認知症になりにくいことがわかっています。活動的な生活を心がけて、頭の働きやからだを活発にしましょう。

◆生活を活動的にするヒント

新聞や雑誌を読んで新しい情報を得る、日記をつける、会合にも積極的に参加するなど外出する機会を増やす、趣味をもつ、プラス思考で生活するなど。

介護保険課では、認知症予防のための生活習慣を身につける「地域型認知症予防プログラム」や認知症予防の出前講座なども行っていますので、お気軽にご相談ください。

3月	
21日(水)	健康相談〈8:30～11:30 しまとびあスカイセンター〉
22日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉
23日(金)	3歳児健康診査 〈13:00～13:30 (受付) たちばなケアプラザ〉
24日(土)	安下庄海の市〈10:00～14:00 橘グリーンパーク横〉
25日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉
26日(月)	
27日(火)	
28日(水)	
29日(木)	サザン・セト大島少年サッカー大会 〈9:00～ 町内各会場〉
30日(金)	サザン・セト大島少年サッカー大会 〈9:00～ 町内各会場〉
31日(土)	サザン・セト大島少年サッカー大会 〈9:00～ 町内各会場〉
4月	
1日(日)	休日在宅当番医〈おげんきクリニック☎74-2490〉
2日(月)	
3日(火)	健康相談〈8:30～11:30 東和総合支所〉
4日(水)	健康相談〈8:30～11:30 しまとびあスカイセンター〉 育児相談〈10:00～11:30 東和総合センター2階和室〉

5日(木)	健康相談〈8:30～11:30 久賀総合支所〉
6日(金)	こころの相談会〈久賀福祉センター【要予約】〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504
7日(土)	ヨガ教室〈16:00～17:00 B&G体育館〉 戦没者慰霊行事〈10:00～ 大島護国神社〉 チャレンジショップ一周年感謝祭 〈10:00～16:00 道の駅サザンセトとうわ〉
8日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院☎74-2310〉 チャレンジショップ一周年感謝祭 〈10:00～16:00 道の駅サザンセトとうわ〉
9日(月)	
10日(火)	
11日(水)	
12日(木)	
13日(金)	育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉
14日(土)	石風呂入浴体験〈10:00～14:00 地家室石風呂〉
15日(日)	休日在宅当番医〈野村医院☎76-0017〉 春季剣道大会〈10:30～ 長尾八幡宮境内〉
16日(月)	
17日(火)	育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター集会室〉
18日(水)	
19日(木)	
20日(金)	
健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504	

《4月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	18日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	18日(水)	10:00～10:30
HTLV-1抗体検査	18日(水)	10:30～11:00

相談内容	実施日	時間
エイズ抗体検査	18日(水)	14:00～16:00
心の健康相談	17日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	27日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

防災行政無線
 ・放送の内容確認は
 ☎0820(79)0898
 ・農協の放送に関する問
 い合わせは
 ☎0820(72)0100

人の動き (3月1日現在)

人口	19,174人	(33人減)
男	8,693人	<small>〈人口増減内訳〉 増：出生 4人 小計 28人 転入 24人 減：死亡 30人 小計 61人 転出 31人</small>
女	10,481人	
世帯数	10,196戸	(14戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成24年1月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
4	0	4
前年比		
-7	±0	-9

物損事故件数		
件数	前年比	差
19	前年比	-3

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

受講生 募集

周防大島で農業を始めませんか

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ・将来周防大島で農業を営むことを希望する方
- ・援農作業を希望する方

■応募期限 4月20日(金) ※応募多数の場合は選考

○周防大島みかんいきいき営農塾

◆募集人員 50名程度 ◆参加費 8,000円

◆受講期間 平成24年5月～平成25年4月
毎月1回、第2火曜日予定

◆会場 大島柑きつ振興センター他

◆研修内容 みかん栽培、流通の仕組み等



○JA生き生き帰農塾

◆募集人員 30名程度 ◆参加費 8,000円

◆受講期間 平成24年5月～平成25年4月
毎月1回、第4水曜日予定

◆会場 JA山口大島久賀支所他

◆研修内容等 農業初心者向けに野菜・落葉果樹
等幅広い作物の栽培基礎等



■申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820(79)1007